

私たちは万一の事故に備え
お客様の受電設備に対して次の保険に加入しています。

保険料はお客様から電気保安管理の委託を受けている協会会員が負担していますので、
お客様にはご負担をおかけいたしません。

高圧受電設備保証保険 エース損害保険株式会社

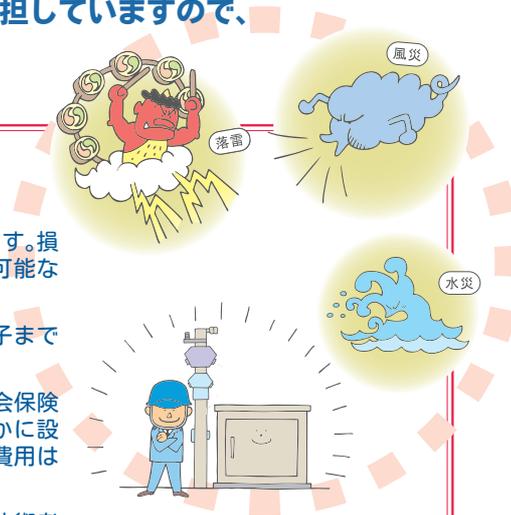
支払われる保険金額には実質的な上限はありません。

風災、水災、落雷による事故が生じた場合、損害の復旧に要する費用をてん補します。損害前と同種同能力の設備を取得するために要する価額で、事業場において稼働可能な状態に設置するために要する費用も含んでいます。

保証の範囲は、電力会社との責任分界点から受電設備の低圧開閉器の負荷側端子までを含んでいます。

万一損害事故が発生した時は、直ちに弊協会の会員にご連絡下さい。会員は弊協会保険担当者、保険会社へ通報し、保険会社の同意のもとに、お客様と弊会員とで速やかに設備の復旧方を策定し、復旧にあたります。この手続きにて行った復旧に要した費用は保険金にて手当てされます。お客様の自己負担額は1万円です。

この事故により第三者の財物の損害や人への傷害などが生じた場合、電気管理技術者に法律上の賠償責任がある場合は保険金が支払われます。(500万円/1事故(免責なし)を限度とします。)



ご注意1

下記の場合には、保険金が支払われませんので早期の改修をお願いします。

- ①当協会会員が報告書などの書類にて改修・更新をお願いした事項について、90日以内に電気工事業者に改修の委託がされていない場合およびその調査・耐圧試験・リレー試験に関する費用
- ②昭和50年以前に製作された高圧ケーブルによる事故

ご注意2

下記のケースについては、保険の保証対象に含まれていません。

- ①戦争、破壊行為、官公庁による差押えなど
- ②他物の衝突
- ③地震、噴火又はこれらによる津波
- ④高潮
- ⑤崖崩れ、土砂崩れ(豪雨によるものは保証対象です)
- ⑥土地の沈下、隆起
- ⑦火災又は火災による爆発
- ⑧さび、自然劣化
- ⑨設計、材質又は製作の欠陥によるもの
- ⑩誤操作によるもの



お客様の事業所が機械保険等に加入されている場合は、これが優先されます。

賠償責任保険 エース損害保険株式会社

万一の当協会会員の過失により生じた事故による法律上の賠償責任に対して、下記の保険金(上限)にて手当てされますので、御安心いただいています。

- 対人 ▶ 1億円/1人 3億円/1事故
- 対物 ▶ 3億円/1事故(電気管理技術者が現場に居て起こした場合は年間事故数無制限)(免責額は5万円ですが、当協会会員が負担します。)

付帯補償：使用不能損害特約1,000万円/1事故、
マスターキー紛失補償300万円/1事故、600万円/期間中
PCソフト喪失補償500万円/1事故、1,000万円/期間中(ただし、免責額は30万円です。)